

「高等学校等就学支援金」の令和2年7月分以降の 判定基準変更について

国の制度改正により、高等学校等就学支援金の対象となる方の判定基準が令和2年7月分以降から以下のとおり変更となります。

具体的な申請手続きについては、6月上旬頃（予定）に改めてご案内いたします。

なお、すでにマイナンバーによる手続きをして、認定となっている方（1年生は、今後、認定となる方）は、判定基準の変更後も、マイナンバーを利用して地方税情報を確認するため、保護者等の状況に変更がない限り、原則、届出手続きは不要です。

令和2年6月分まで判定基準

- 都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（両親2人分の合計額）により判定
- ・50万7,000円未満の方が支給対象

令和2年7月分以降の新しい判定基準

- 次の計算式（両親2人分の合計額）により判定
- 【計算式】市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額^{*}
- ・30万4,200円未満の方が支給対象

※ モデルケースとして、年収の目安が910万円未満（両親の一方がサラリーマンとして勤務、高校生1人、中学生1人の家庭の場合）の世帯が相当します。（年収目安は変更前、変更後とも同様です。）

ご自身の課税標準額などはマイナポータル^{*}で「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）⇒

※ マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。

マイナポータルHP



（留意事項）

- ・令和2年7月分以降の判定基準は、住民税決定通知書や課税証明書等で確認できない場合があるため、原則マイナンバーを提出して申請いただく予定です（すでにマイナンバーを提出済みの場合は再提出不要です）。
- ・市町村民税が未申告の場合は、地方税情報が確認できないため、税の申告後に、改めて必要書類を提出いただく場合があります。税の申告が済んでいない場合は、必ず事前に申告手続きを行っていただくようお願いします。